

令和8年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和8年2月27日
招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場
開会(開議) 令和8年2月27日(金)9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 3番 西村 万里子 議員 4番 脇田 千代志 議員

1. 出席議員

1番	松山 貢	6番	牧野 牧子	11番	安部 大助
2番	村上 一	7番	齋藤 則子	12番	前田 芳樹
3番	西村 万里子	8番	村上 謙武	13番	石田 茂春
4番	脇田 千代志	9番	菊地 政文	14番	高宮 陽一
5番	山田 浩太	10番	西尾 幸太郎		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	農林水産課長	増本 直行
副町長	大庭 孝久	水産振興室長	曾我部 一彦
教育長	野津 浩一	建設課長	岸本 則和
会計管理者	齋藤 和幸	都市計画課長	石田 傑
総務課長	宇野 慎一	環境課長	原 秀人
危機管理室長	柳原 潔	エネルギー対策室長補佐	齋藤 慎
地域振興課長補佐	坂口 武	上下水道課長	村上 和久
財政課長	長田 寿幸	布施支所長	坂本 忠
施設管理課長	堀川 秀樹	五箇支所長	石橋 忠夫
税務課長	池本 繁樹	都万支所長	近藤 勝志
町民課長	和田 美由貴	中出張所長	黒川 直照
保健福祉課長	野津 千秋	総務学校教育課長	金井 和昭
住民福祉担当課長	広江 和彦	社会教育課長	中村 恒一
商工観光課長	藤野 一	中央公民館長	木瀬 高宏

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 田中 挙 事務局長補佐 齋賀 千春

1. 町長提出議案の題目

- 議 第 4 号 隠岐の島町自動車練習施設設置及び管理条例
- 議 第 5 号 隠岐の島町情報公開条例の全部を改正する条例
- 議 第 6 号 隠岐の島町個人情報保護法施行条例の全部を改正する条例
- 議 第 7 号 隠岐の島町個人情報保護審査会条例を廃止する条例
- 議 第 8 号 隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 9 号 隠岐の島町ポートプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 10 号 隠岐の島町交流宿泊施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 11 号 隠岐の島町滞在型宿泊施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 12 号 隠岐の島町宿泊研修施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 13 号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議 第 14 号 隠岐の島町隠岐島石油類備蓄施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 15 号 隠岐の島町観光遊覧船施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 16 号 隠岐の島町残土処分場の設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 17 号 隠岐の島町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議 第 18 号 隠岐の島町離島留学学生寮設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 19 号 第2期隠岐の島町水産業振興計画について
- 議 第 20 号 辺地に係る総合整備計画の一部変更について
- 議 第 21 号 工事請負変更契約の契約について〔隠岐高齢者研修施設新築工事〕
- 議 第 22 号 財産の無償譲渡について
- 議 第 23 号 財産の無償譲渡について
- 議 第 24 号 令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第8号）
- 議 第 25 号 令和7年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 議 第 26 号 令和7年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議 第 27 号 令和8年度隠岐の島町一般会計予算
- 議 第 28 号 令和8年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議 第 29 号 令和8年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算
- 議 第 30 号 令和8年度隠岐の島町中財産区特別会計予算
- 議 第 31 号 令和8年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算

議 第 32 号 令和8年度隠岐の島町水道事業会計予算

議 第 33 号 令和8年度隠岐の島町下水道事業会計予算

議事の経過

○議長（安部大助）

ただ今から、令和8年第1回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（開議宣告 9時30分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により3番：西村 万里子議員、
4番：脇田 千代志 議員を指名します。

日 程 第 2. 会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの15日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から3月13日までの15日間に決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、令和7年第4回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なものについてご報告申し上げます。

2月20日に島根県町村議会議長会定期総会が松江市の「ホテル白鳥」で開催され出席いたしました。

定期総会では、令和7年度補正予算、令和8年度事業計画案及び予算案等について審議、決定いたしました。

さらに、去る2月17日に本町臨時議会において全会一致で可決した「竹島領有権回復への取り組みの強化及び特別措置法制定を求める意見書」について協議いたしました。

私から県内町村議会において3月定例会で同様の「意見書」を提案可決され政府に提出するようお願いをし、満場の賛同を得て決定をしたところであります。

なお、今総会において、本町から自治功労者として「全国町村議会議長会長表彰」を竹内伸子事務局員、「島根県町村議会議長会長表彰」を池田信博前議長、西尾幸太郎議員、竹内伸子事務局員が受賞されました。

誠におめでとうございます。

次に、2月22日に島根県主催による「第21回『竹島の日』記念式典」、「竹島・北方領土返還要求運動県民大会」が島根県民会館 中ホールにおいて開催され、本町議会から私と竹島対策特別委員会委員長以下計5名の委員及び山田浩太議員が参加いたしました。

このことにつきましては、前回の定例会に諮ることができませんでしたので、別紙のとおりご報告いたします。

式典では、「竹島領土権確立隠岐期成同盟会」会長である池田町長の挨拶があり、町長が期成同盟会会長就任からの10年を振り返っても一向に進展がないことは痛恨の極みであり、また竹島問題の記憶を継承する方たちの高齢化もあることから、一年一年が大事であることなどを訴えました。

私としても、一刻も早く竹島問題に進展がみられるよう、前述の政府に対する意見書提出をはじめとし、竹島問題を所管する議会として国に対し訴えていく必要性を強く感じたところであります。

次に、請願・陳情等につきましては、本日までに2件の請願、及び1件の陳情を受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情等文書表」のとおり、請願については所管の常任委員会に付託、陳情については議員配付といたしました。

次に、去る令和8年第1回臨時会において議決されました議員提出議案について、お手元に配付の「意見書処理報告」のとおり、関係先に送付いたしました。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧ください。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：池田町長

○番外（町長 池田 高世偉）

皆さんおはようございます。

令和8年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。少しずつ暖かくなり、春らしさを感じられる季節となりました。

本日は、令和8年第1回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませずご出席を賜りありがとうございます。

本議会は、条例の制定及び改正、令和7年度一般会計及び特別会計の補正予算、令和8年度一般会計及び特別会計の当初予算など、30件の諸議案を提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、12月に開催いたしました「令和7年第4回隠岐の島町議会定例会」以降の主な事項につきまして、ご報告を申し上げます。

はじめに、消防出初式について、ご報告申し上げます。

1月6日、新春恒例の消防出初式を、消防団員、来賓の方々など約350名にご参加をいただき開催いたしました。天候が不安定ではありましたが、屋外での訓練礼式及び一斉放水を2年ぶりに行うことができました。

昨年は、16名の方に消防団へ入団いただきましたが、退団者に比べて少なく、団員数は減少する傾向にあります。

消防団員は、地域に根付き災害時にいち早く駆けつけることができる重要な存在であり、地域防災力の中核として大変重要な役割を担っています。

団員の負担軽減や参加しやすい環境づくりを進め、人員の確保に取り組んでまいります。

次に、全国町村会政策調整会議への出席について、ご報告申し上げます。

2月5日、本町におきまして全国町村会政策調整会議が開催され出席いたしました。

全国町村会の棚野会長をはじめ、副会長、各委員会の委員長にご来島いただき、本町の取組をご紹介しますとともに、意見交換をさせていただきました。

今回お集まりいただきました自治体は、まちの規模はもちろんのこと、抱える課題も違いますが、お話をさせていただく中で気づかされたことも多く、今後のまちづくりに生かしていきたいと考えております。

最後に、「竹島の日」記念式典への参加について、ご報告申し上げます。

2月22日、松江市の島根県民会館で開催された第21回「竹島の日」記念式典、竹島・北方領土返還要求運動県民大会に出席してまいりました。

午前には、竹島問題を語る国民交流会が行われ、午後からは記念式典が開催されました。式典では、本町の取り組みについてご報告するとともに、竹島問題の国際的進展が見られない現状への思いを述べさせていただいたところであります。

本町といたしましては、引き続き啓発活動を行いますとともに、国に対し竹島の領有権確立を強く訴えてまいります。

更なる国民世論の盛り上がり、領土問題の平和的解決に繋がることを願いますとともに、式典の開催にあたりまして、島根県をはじめ、関係機関の皆様のご尽力に対し厚くお礼を申し上げます。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、12月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（安部大助）

以上で、「行政報告」を終わります。

日 程 第 5. 町 長 の 施 政 方 針

「町長の施政方針」を行います。

番外：池田町長

○番外（町長 池田高世偉）

令和8年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、新年度に臨む私の町政運営の基本的な考え方について申し上げ、議員各位はもとより、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、令和8年に入り全国各地で地震や大雪による被害が報道されています。本年1月には島根県東部を震源とする地震も発生いたしました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を祈念いたします。

島根県東部を震源とする地震では、本町での大きな被害は確認されなかったものの、断続的に余震が発生いたしました。また、1月には強風による被害も発生しており、改めまして有事への対応を指示したところであります。

さて、本年は私が町政を担わせていただいてから、10年の節目を迎えます。就任以来、町

政の基本方針としている、「生まれて良かった」、「住んで良かった」、「訪れて良かった」の「三つの良かったが響くまち」は、本町の進むべき道を示すキーワードとして、徐々に町民の皆様に浸透してきたと実感しております。

改めまして、原点に立ち返り、町民の皆様が安心して安全に暮らせるまちづくりに邁進してまいります。

本町における最重要課題は、人口減少問題であり、その根幹を成すのが、東京への一極集中です。地方における第一次産業やエネルギー供給があって都市が成り立っている現状を共有した上で、地方が一丸となり、確実に地方へ目を向けた国政となるよう訴えてまいります。

また、食品をはじめとした物価や、電気・ガスなどエネルギー価格の高騰により、日常生活の中で町民の皆様の負担が増すことが懸念されます。これら物価高騰対策につきましては、国の施策も踏まえ、柔軟かつ迅速に対応してまいります。

あわせまして、令和9年3月に失効を控える「有人国境離島法」は、本町の発展には必要不可欠な法律であります。法の改正や期間延長に向け、積極的に国へ働きかけてまいります。

いずれの課題も、町民の皆様と一緒に取り組まなければ解決を見ない懸案事項です。

新年度も、厳しい財政状況が予想されますが、限られた財源を、真に必要な事業に重点的かつ効率的に配分し、人口減少、少子高齢化、人材確保への対策、並びに新たな雇用創出、定住促進、安定財源の確保などの具現化に向け、全身全霊で取り組んでまいります。

最重要課題である人口減少問題を解決するためには、「たくさんの良かったが響くこと」、そして隠岐の島が好きだからと言える「隠岐びと」を育て、未来につなげていくことが大きな使命だと考えております。

常にこの上ない誠実さをもって、町民の皆様をはじめ、国や県との対話を心掛けるとともに、職員と共に仕事のできる喜びと感謝の気持ちを忘れることなく、町政運営に努めてまいります。

それでは、「三つの良かったが響くまち」に向けての新年度の町政運営につきまして、「第2次総合振興計画」における施策の体系ごとに、それぞれ重点的な取り組みをご説明申し上げます。

第1点目は「生まれて良かった」（子どもの声が弾むまち）についてでございます。

はじめに、「子育てしやすい環境づくり」についてであります。

安心・安全な妊娠出産への支援、健やかな発育・発達支援、多様なニーズに対応した保育事業など、安心して子どもを産み、育てることができるよう、各ステージで応援する総合的

なサポート対策を展開してまいります。

新年度より「こども家庭センター」を設置し、妊産婦や乳幼児などの状況を継続的、かつ包括的に把握することにより、妊娠中の方や、子育ての中で不安や悩みを抱えている方に対し、切れ目のない相談支援を行ってまいります。

子育て世帯の経済的負担の軽減策につきましては、保育料の本町独自の軽減、高校卒業までの医療費無料化、小学校・中学校入学時の体操服などの支給事業を実施してまいります。

また、小学校における給食費につきましては、新年度より国による支援が始まります。しかしながら、本町の給食の提供単価と大きな乖離がありますことから、不足分を町が負担し給食無償化を実現いたします。なお、中学校の給食費につきましては、食材調達費の増加分を町が負担する取り組みを継続しつつ、国の動向を踏まえ適切に判断してまいります。

子育て世代が働きやすい就業環境の整備につきましては、雇用対策協議会や島根労働局など関係機関と連携し、町内事情に見合った実践的な対策を講じてまいります。

これらの取り組みを一体的に進めることで、本町の未来を担う子どもたちが、地域の中で伸び伸びと成長し、「隠岐の島に生まれて良かった」、そう思っただけの「まち」、誰もが安心して子育てができる「まち」を目指してまいります。

次に、「魅力ある教育環境づくり」についてであります。

本町の教育行政を推進するための基本指針である「第3次隠岐の島町教育大綱」をこの度策定いたしました。基本目標は、これまでと同様に「島を愛し、自ら未来を拓く“隠岐びと”を育てる」としております。これを具現化していくために、本町の現状と課題を詳細に把握した上で、より効果的な取り組みを行ってまいります。

未来を担う子どもたちに対しましては、一人一人が「生きる力」を育むことができるよう、主体的・対話的で深い学びの実現を目指すとともに、思考力・判断力・表現力などを培う教育を進めてまいります。また、ふるさとに愛着と誇りを持つ子どもたちを育てるため、本町の豊かな地域資源を生かした「ふるさと教育」を推進してまいります。

なお、これらの実現には、学校・家庭・地域・行政が連携・協働した教育活動が不可欠であり、引き続き、その体制の充実に努めてまいります。

あわせて、学びを支える基盤となる学校施設などの環境を整え、子どもたちの安全・安心な学校生活づくりに努めるとともに、ICTを活用した教育環境の整備を図ってまいります。

また、小中学校の将来的な規模、及び配置につきましては、「隠岐の島町立小中学校のあり

方検討委員会」での検討結果を踏まえ、令和8年度中の計画策定に向け取り組んでまいります。

町民の皆様に対しましては、各種学習活動、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域の教育環境づくりに取り組んでまいります。

次に、「文化の保存・継承」についてであります。

本町には、独自の自然、風土により育まれた貴重な文化財が、数多く残されております。

これらを適切に保護し、後世に継承していくため、指定文化財の維持管理に対する支援、伝統文化の継承者への支援を行ってまいります。特に、牛突き習俗につきましては、新年度から飼料費に対する支援を行い、保存伝承につなげてまいります。

あわせまして、文化財への理解や保護意識の醸成を図るため、各種イベントの開催、学習機会の提供を行ってまいります。

国府尾城跡につきましては、引き続き埋蔵文化財調査を中心とした総合的な調査を行い、国史跡指定を目指してまいります。

第2点目は「住んで良かった」（町民誰もが活躍するまち）についてでございます。

はじめに、「誰もが活躍できるまちづくり」についてであります。

活気ある地域づくりを推進するため、「隠岐の島町社会教育基本計画」に基づき、社会教育の拠点である公民館を中心に、町民の皆様への学習機会の提供を行い、自らが主体的に地域課題を見つけ、その解決に向かう人づくりを進めてまいります。

地区公民館につきましては、更に地域に密着した活動が行えるよう、組織体制の整備について検討してまいります。また、中地区への公民館設置に向けた取り組みと、地域移行後の布施公民館の支援を引き続き行ってまいります。

隠岐の島町図書館につきましては、図書館振興計画の基本理念である「町民の暮らしに活きる図書館」を目指し、蔵書の整備、郷土資料の保存公開、利用の啓発に取り組んでまいります。あわせまして、家庭・学校・地域と協働し、子どもたちの読書環境づくりを進めてまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、関係機関と連携し競技団体や指導者への支援、スポーツに触れる機会の創出に取り組んでまいります。また、総合体育館や屋内温水プールなどの社会体育施設を適正に管理し、スポーツ環境の整備に取り組んでまいります。

本年8月には、国土交通大臣杯「第17回全国離島交流中学生野球大会」が10年ぶりに本

町において開催されることとなりました。地理的環境から島外との交流機会の少ない全国の離島の中学生が一堂に会し、野球を通じて「島」と「島」との交流を図ります。そして、健全な青少年を育成することにより、将来にわたり離島地域の振興に寄与してまいります。

また、2030年に本町で開催される「国民スポーツ大会相撲競技」につきましても、島根県や競技団体と連携し、選手強化はもとより、公認審判員や放送委員を養成するなど、大会の成功に向けた準備を着実に進めてまいります。

人権を取り巻く状況につきましては、子どもや高齢者、障がいのある方への暴力・虐待をはじめ、性的指向を理由とする差別的な取扱いや、インターネット上での誹謗中傷など、様々な事案が後を絶ちません。人権が尊重される地域社会の実現を目指し、人権教育や啓発活動を継続することで、一人一人の多様性を受け入れ、互いの人権を尊重する人づくりに取り組んでまいります。

男女共同参画の実現につきましては、「第5次隠岐の島町男女共同参画計画」を策定いたします。そして、男女が互いに人権を尊重し、誰もが安心して暮らし、あらゆる分野において活動の機会が確保される社会の実現へ向け、総合的かつ計画的に推進してまいります。

次に、「医療体制の確保」についてであります。

隠岐圏域の医療を担う隠岐病院及び開業医、診療所、訪問看護などとの連携を図り、患者や家族の方々に寄り添った、医療・介護・生活支援を推進してまいります。

限られた医療資源の中で、必要な医療サービスが効率的、継続的、一体的に提供できる体制を構築するため、隠岐病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーションは、隠岐広域連合が運営しております。

隠岐病院と診療所の役割分担、開業医との連携強化、医療従事者の確保、効率的で持続可能な経営など、様々な課題に隠岐広域連合と共に取り組んでまいります。

次に、「町民の健康増進」についてであります。

ライフステージに沿った保健事業の展開と、地域に根差した保健活動により、町民の皆様の健康づくりを支援してまいります。

病気の早期発見、治療につなげるため、各種健康診断や、がん検診の受診率の向上に取り組んでまいります。また、各地区、公民館、事業所での健康教室やセミナーにより、食生活の改善や、運動の習慣づけを図り、健康寿命の延伸を目指してまいります。

高齢期におきましては、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、身体機能と生活機能を維持する取り組みを充実させてまいります。

暮らしを支える基盤であります、介護事業所に対しまして、物価高騰への支援を行うなど、介護サービスの安定的な提供体制の確保に取り組んでまいります。また、高齢者見守りネットワークの充実など、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

国民健康保険及び後期高齢者医療保険につきましては、誰もが安心して医療を受けることができるよう、島根県と連携を図りながら、安定した制度運営を進めてまいります。

次に、「福祉環境の充実」についてであります。

誰もが住み慣れた地域で、生き生きと明るく豊かに暮らせるよう、民生児童委員、社会福祉協議会などの関係機関や、地域の皆様とのネットワークを強化し、地域で支え合う町を目指してまいります。

福祉職場の人材確保対策につきましては、従事者の処遇改善や、新規就労者に対する支援を実施するとともに、外国人技能実習制度などにより、人材確保を図る事業所に対し、支援を実施してまいります。

障がいのある方への支援につきましては、自立した日常生活や社会参加ができるよう、相談支援に取り組むとともに、個々の状況に応じた障がい福祉サービス事業を実施してまいります。また、就労支援を担う地域おこし協力隊を配置し、障がい者雇用の理解促進、及び就業先の開拓などに取り組んでまいります。

生活困窮者への支援につきましては、個々の原因に応じた相談支援に取り組むとともに、新たに就労及び家計の面から包括的に支援を行ってまいります。また、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する支援を実施してまいります。

次に、「日常生活の安全確保」についてであります。

災害に強い生活環境の基盤整備につきましては、集中豪雨による路面の冠水対策、道路法面崩落に対する土砂災害防止対策、河川の氾濫を未然に防ぐための堆積土砂の撤去を実施してまいります。

交通安全対策につきましては、交通事故防止に向けた啓発活動や危険個所の点検を、関係機関と連携し行ってまいります。また、島内で引き続き高齢者講習が受講できるよう、自動車練習場の整備を進め、町民の皆様の負担軽減を図ってまいります。

防犯対策につきましては、夜間における事件・事故を未然に防止するため、道路照明灯・防犯灯の更新、及び新設を計画的に進めてまいります。あわせて、地域安全活動や防犯思想の普及などの取り組みを、地域や関係機関と連携し推進してまいります。

防災対策につきましては、災害時の心構えや発生時の行動を理解していただくため、防災学習会や訓練を実施してまいります。これらの活動を通じて防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の設立や既存組織の強化にも取り組んでまいります。

消防団活動につきましては、団員が安全に従事できるよう、装備品の計画的な整備を進めてまいります。また、消防団の魅力を発信するとともに、団員の負担軽減や、加入しやすい体制を構築し、安定的な人員の確保に努めてまいります。

次に、「快適な住環境の整備」についてであります。

まず、住環境整備の重点プロジェクトとして、まち全体の活力を牽引する拠点となる、西郷港周辺のエントランスエリアと、役場周辺のセントラルエリアを、都市の骨格に位置づけ、その機能を重点的に強化してまいります。

その一環として、西郷港周辺のまちづくりにつきましては「海とまちをつなぐ」、「世代をつなぐ」、「公と民をつなぐ」の3つのプログラムを柱として、取り組みを進めてまいります。

新年度におきましては、交流拠点となる「海に見える交流館」の建設や、周辺の無電柱化を実施するほか、島根県と連携し、フェリーターミナル前のうみまち通りを、「人が滞留し、憩える道路空間」となるよう進めてまいります。

また、民間事業者との対話を通じて、まちづくりへの参画を促進し、西郷港周辺エリアの価値の共創に向けて取り組んでまいります。あわせまして、道路や広場の活用、イベントの開催など、公民連携による社会実験を行い、にぎわい創出の機運を高めてまいります。

さらに、世代をつなぐ取り組みとして、小学校、中学校、高等学校、養護学校と連携した、まちづくり授業などの実践活動を通じて、次世代と共に歩む、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

続きまして、「快適な住環境の整備」における、重点プロジェクト以外の主な取り組みにつきましてご説明申し上げます。

全国的に、上下水道施設の老朽化や耐震化の遅れが課題となる中、本町におきましても、生活基盤である上下水道を将来にわたり維持していくことが重要と考えております。

まず、上水道事業につきましては、管路及び設備の計画的な更新・耐震化を推進いたします。そして、「隠岐の島町水道事業ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けた事業展開を図り、安全で安心な水道水を提供してまいります。

下水道事業につきましても、引き続き管路整備による普及促進を進めるとともに、「下水道接続工事補助金制度」による接続率の向上を図ってまいります。あわせまして、老朽化設備

の計画的な更新を行い、快適な生活環境を提供してまいります。

空き家対策につきましては、危険空き家の除却への助成や、空き家バンク制度の活用を積極的に行い、住環境の健全化を図ってまいります。あわせて、公営住宅の改修や住宅の耐震診断への助成を通じて、本町全体の住まいの安全性を高めてまいります。

さらに、住環境の基盤となる、住宅や生活インフラの他、物流や産業を支える拠点や、住民の皆様の健康を育む場といった、公共空間の機能強化に取り組んでまいります。

まず、港湾事業につきましては、港の機能を維持するため、西村港及び卯敷港の改修事業を実施し、船舶の安全な係留環境と利便性を確保してまいります。

また、日々の暮らしに潤いを与える公園施設につきましては、運動公園の計画的な長寿命化対策を推進するほか、その他の公園におきましても、地域の交流の場として親しまれるよう、適切な利用環境の維持管理に努めてまいります。

次に、「地域コミュニティの育成」についてであります。

本町の各地区におきましては、区・自治会をはじめ、老人会や婦人会、子供会など様々な団体がコミュニティ活動を実施しています。しかしながら、高齢化の進行や人口減少、また価値観の多様化などにより、地域を支える人材が不足し、住民同士のつながりが希薄になりつつあります。

このような現状を踏まえ、安全・安心なまちづくりや、地域における支え合いの基盤整備、子育て支援の場の創出など、地域が自発的に地域課題の解決に取り組めるよう、「集落地域活性化事業補助金」を交付し、地域の活性化に資する事業を支援してまいります。

コミュニティ活動の拠点となる集会施設につきましては、「コミュニティ施設等整備費補助金」により、老朽化した施設の修繕や、施設の適正な維持管理に対し、支援を行ってまいります。

各支所、出張所管内におきましても、引き続き「地域振興事業費」を確保し、各地域の実情に応じた活動を支援してまいります。また、地域おこし協力隊や集落支援員を配置し、地域の声を丁寧に伺いながら、地域の独自性を活かした、活力ある町づくりに取り組んでまいります。

次に、「島内交通環境の整備」についてであります。

幹線道路や生活道路につきましては、町民の皆様の安全・安心を確保するため、計画的な整備に取り組んでまいります。また、橋梁・トンネルなど、道路構造物の適切な維持管理、及び予防保全を実施することにより、スムーズな島内移動の環境を整えますとともに、長期

的なメンテナンス費用の軽減に努めてまいります。あわせて、通常の維持管理に加え、通学路や幹線道路に繁茂する支障木の伐採を行ってまいります。

国道及び県道の整備につきましては、関係機関への要望活動を行い、早期完成に向けて取り組んでまいります。

生活バス路線などの島内公共交通につきましては、人口減少や自家用車依存などを背景に、以前と比較して利用者数が減少しております。しかしながら、免許の自主返納者を含む高齢者や、他に移動手段を持たない方にとって、公共交通サービスの維持・確保は不可欠であります。

引き続き、利用者にとって、より利便性の高い、最適な公共交通サービスの提供に努めてまいります。

次に、「UI ターン対策と関係人口の創出」についてであります。

全国的に人口減少への対応が課題となる中、本町におきましても「第2次隠岐の島町総合振興計画」に掲げる人口ビジョンの達成に向け、移住の促進と定住の後押しを一体として、UI ターンの促進に努めてまいります。

「移住・定住相談窓口」の充実の他、「定住奨励金」・「雇用支援」・「住宅補助」・「子育て支援」を継続し、更なるUI ターン者の確保に取り組んでまいります。

「地域おこし協力隊」につきましては、引き続き積極的な採用を実施してまいります。また、退任後の起業にかかる支援を行うことにより、定住・定着を促すとともに、雇用の創出や地域の活性化を図ってまいります。

本町のファンクラブとして位置づけをしております「つながり会員」につきましては、これまで700名を超える方に登録をいただいております。引き続き、継続した関わりを持つことにより、関係性をより豊かなものとし、「応援してくださる方々」とのつながりを確かなものにするこことで、本町の地域活性化にも大きく寄与していただけるものと期待しております。

次に、「産業の活性化と承継」についてであります。

まず、農林水産業につきましては、担い手不足や事業承継、物価高騰による経営圧迫など、共通する課題が山積しております。本町の特色と強みを生かし、第一次産業の振興を進めることで、生産者の所得の向上と生活の安定を図り、人材の確保につなげてまいります。

農業では、物価高騰に伴う経費負担が依然として重くのしかかっていることから、水田園芸などの高収益作物への転換を推進してまいります。あわせて、農地の集約化や担い手の確保・育成を進め、農地利用の最適化に努めてまいります。

畜産業では、公共牧野における牧柵や管理道、水飲み場などの再整備を行い、生産コストの低減を図ります。さらに、子牛導入への支援を継続し、若手就農者や企業の参入を促すことで、畜産業の振興を後押ししてまいります。

林業では、森林の持つ公益的機能を守るため、「伐る・使う・植える・育てる」の循環型林業を推進してまいります。また、担い手の確保・育成や木材生産量の増加に向け、生産体制の効率化を支援するとともに、施業地の確保、及び提供に取り組んでまいります。

水産業では、資源の減少や漁業者の高齢化・後継者不足、さらに燃油価格の高止まりなど、依然として厳しい環境が続いております。

「第2期隠岐の島町水産業振興計画」に基づき、漁業関係者が課題を共有し、連携して取り組むことで、水産業の持続的な発展を目指してまいります。

新年度におきましては、沿岸漁業者育成支援制度の継続、種苗放流や磯焼け対策による漁場環境の回復、鮮魚等の海上輸送費支援に加え、廃漁網やFRP漁船処分に係る輸送費支援を行い、漁業者の経営安定と生産力の向上に取り組んでまいります。

商工業につきましては、商工会や金融機関と連携し、魅力ある店舗づくりや起業・創業、事業拡大を支援するとともに、後継者不足による事業承継問題にも積極的に取り組んでまいります。

また、新年度では「プレミアム商品券事業」を、定額給付分と利用額還元分の2段階で支給することで、町民の皆様の生活をご支援いたしますとともに、地域経済の一層の活性化を図ってまいります。

あわせて、地元企業が直面する課題を解決に導くことができるパートナー企業の誘致を行い、既存産業の活性化を目指してまいります。

有人国境離島法の関連施策をはじめ、国・県の制度を最大限に活用し、さらに本町独自のきめ細やかな支援策を組み合わせることで、地域経済を支える事業者の皆様を力強く後押ししてまいります。特に慢性的な人手不足への対応として、「隠岐の島町地域人材づくり協同組合」の活動と連動し、外国人労働者の受け入れも視野に入れながら、担い手の確保に努めてまいります。

次に、「新たな産業の育成」についてであります。

新たな産業を育成するためには、本町の特性を最大限に生かした戦略的な取り組みが必要です。企業と行政が一体となり、地域資源を適切に管理しながら、持続可能な形で発展させていくことが重要であります。

地域資源を活用した産業創出につきましては、現在、公共牧野の有効活用による畜産業の振興や、豊富な森林資源を生かした島外企業による木質バイオマス発電などが進められております。今後も、より多くの学術機関や島外企業に本町での事業参画を促し、新たな産業の創出につなげてまいります。

水産資源を活用した産地ブランドの確立につきましては、関係機関と連携しながら商品開発や情報発信を強化し、認知度向上と販路拡大に取り組んでまいります。あわせて、水産物をはじめとする地域製品のブランド化や流通体制の強化について具体的な検討を進め、付加価値の向上と持続的な産業振興を図ってまいります。

次に、「島内流通の活性化」についてであります。

本町では、島内で収穫された農産物を学校給食の食材として積極的に活用しております。

地産地消を一層推進するためには、生産量の拡大が必要でありますことから、新規生産者の確保に取り組んでまいります。あわせて、量販店や産直市との連携を強化し、農産物の販売体制を整備することで、島内消費を促進する環境づくりを進めてまいります。

水産業におきましては、地産地消の推進と島内での消費拡大が、沿岸自営漁業者の確保にもつながるものと考えております。このため、地元店舗での販売拡大、学校給食への提供、保育所における魚食普及活動などを通じ、島内消費の促進に取り組んでまいります。さらに、関係機関と連携し、島内飲食店や地元産魚介類取扱店におけるPR活動を展開することで、地元水産物の消費拡大を図ってまいります。

島内の小売店におきましては、インターネット販売の普及による売り上げの減少や、後継者不足に伴う事業承継問題など、多くの課題を抱えております。地元購買率の向上を目指し、島内事業者と連携しながら、物価高騰対策と併せ、キャッシュレス決済の普及促進を図るなど、消費者のニーズに応じた取り組みを進め、地域内経済の循環を促してまいります。

次に、「資源が循環する島づくり」についてであります。

地球温暖化対策につきましては、2050カーボンニュートラルの実現に向け、積極的に取り組んでいるところであります。新年度は、一部の公共施設で太陽光発電PPA事業がスタートします。

今後につきましても、再生可能エネルギーの積極的な導入、及びCO₂排出量削減のための各種施策を展開してまいります。

あわせて、様々な補助制度の周知と普及啓発を効果的に行うことにより、脱炭素にかかる町民の皆様の意識の醸成と行動を促してまいります。

ごみの減量化・再資源化につきましては、町民及び事業者の皆様に対して、リデュース・リユース・リサイクルの「3R（スリーアール）行動」の定着を図るため、周知啓発を行い、ごみの減量化に取り組んでまいります。

一般廃棄物処理施設の整備につきましては、地権者の方々及び今津区との合意形成を図りながら、「最終処分場整備基本計画」の策定、並びに基本設計を進めてまいります。さらに、最終処分場の埋立容量がひっ迫する要因となる海岸漂着ごみの対応として、新たに破碎処理施設の整備に取り組んでまいります。

次に、「自然環境の保全」についてであります。

隠岐ユネスコ世界ジオパークの貴重な自然環境を将来世代へ引き継ぐため、関係機関と連携した普及啓発を推進するとともに、海岸漂着ごみ対策や不法投棄防止など、地域一体となった環境保全に継続的に取り組んでまいります。

また、大山隠岐国立公園満喫プロジェクトの一環として、自然公園の整備と適切な維持管理を行い、魅力ある自然環境の保全と活用に努めてまいります。

景観に配慮した調和のとれたまちづくりに向けて、本町の美しい景観を保全し、魅力ある風景を持続させるため、「景観計画」の策定に取り組んでまいります。また、景観資源としてまちの価値を高め、観光や地域の振興を図ってまいります。

第3点目は「訪れて良かった」（思い出を持ち帰れるまち）についてでございます。

はじめに、「離島交通の充実」についてであります。

隠岐航路の安定運航、隠岐世界ジオパーク空港における航空路の利用促進など、町民の皆様や本町を訪れる方にとって、快適で利便性の高い交通網の整備強化に努めてまいります。

「改正有人国境離島法」に基づく運賃低廉化事業を継続するとともに、本土から来島される方々の渡航費や各種物流コストに対しても本事業が幅広く適用されるよう、島根県や他の有人国境離島地域と共に、国への要望活動を展開してまいります。

あわせて、隠岐航路の安定運航を図ることを目的とし、離島航路における船員不足の解消、超高速船を含む船舶の老朽化に伴う更新支援についても要望してまいります。

また、現在建造中の「フェリーしらしま後継船」の早期就航に向け、関係機関と連携し取り組んでまいりますとともに、利用者の皆様の利便性向上のため、ICTを活用した乗船システムの導入を支援してまいります。

航空路の利用促進につきましては、昨年に引き続き、フジドリームエアラインズ（FDA）による全国各地の地方空港からのチャーター便の運航に加え、日本航空（JAL）に対しましても、

羽田空港からのチャーター便の運航を強く要望してまいります。そして、将来的には念願であります羽田空港への定期直行便の就航を目指してまいります。

町民の皆様はもとより、来島される全ての皆様が、快適に「隠岐世界ジオパーク空港」をご利用いただけるよう、今後も隠岐空港利用促進協議会を中心として、関係団体と連携し取り組んでまいります。

次に、「ひとを惹きつける観光地づくり」についてであります。

観光振興計画の基本理念であります、「人情がつむぐ『よかった』があふれる島」の実現を目指し、魅力ある観光地づくりに取り組んでまいります。

観光シーズンの幕開けとなる島まつり行事を皮切りに、「第19回隠岐の島ウルトラマラソン」や「牛突き」、また各地域の祭など、独自の歴史や特異な文化を観光素材として生かしながら、最大の魅力である、人との交流を関連付け、交流人口を拡大してまいります。

近年増加する傾向にある訪日外国人旅行者への対策につきましては、隠岐ジオパーク推進機構を中心として、各町村の観光協会、民間事業者が効率よく活発に事業展開ができるよう取り組んでまいります。

また、昨年度に引き続き隠岐ポートプラザ2階の改修を進め、来島された方へ隠岐民謡に親しんでいただくイベントを開催するなど、新たな来島者の獲得に取り組んでまいります。

町内の受入れ態勢につきましても、譲渡する宿泊施設への支援、老朽化した宿泊施設の改修、担い手確保対策などサービスの向上に引き続き取り組んでまいります。

最後に、このほか重点的な取り組みについてご説明申し上げます。

はじめに、「竹島の領有権確立」についてであります。

国におきましては、東京にあります「領土・主権展示館」が昨年4月にリニューアルオープンし、没入感のある体験が可能な最新の映像技術を活用することで、「読む展示」から「体感する展示」へ生まれ変わりました。

さらに、11月には同施設が拡張され、体験や体感を通じた学びを一層深めることができる多目的空間施設がオープンいたしました。

これにより、幅広い世代の方々に、領土及び主権への関心を持っていただけるものと期待しております。

本町におきましては、国、島根県及び関係機関の啓発事業に協力するとともに、連携して調査研究を進め、「久見竹島歴史館」における資料の保存・展示の充実に向け取り組んでまいります。

また、竹島の領有権確立に向けた取り組みを推進するため、町議会、島根県、竹島領土権確立隠岐期成同盟会と連携し、国に対し「暫定水域における漁業秩序の確立」、「国境離島における海上警備体制の強化」などを強く訴えてまいります。

次に、「協働によるまちづくり」についてであります。

本町が目指す将来像を実現するためには、町民の皆様との協働が必要不可欠であります。分かりやすく開かれた広報・広聴活動の実施や、各種審議会への参画の機会を充実させるなど、町民の皆様と共にまちづくりを行ってまいります。

また、防災や防犯、高齢者の見守りなど、多様化する課題に柔軟に対応していくためには、地域活動団体の活躍が期待されます。それぞれの団体の長所を生かしたまちづくりを行うため、NPO 法人の設立や、地域住民の自主的な取り組みに対し支援を実施してまいります。

次に、「時代にあった行政サービスの提供」についてであります。

限られた財源の中で、多様化する行政課題や住民ニーズに対応していくためには、従来の組織機構や事務事業の見直し、職員の育成などに加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を加速させる必要があります。

本町といたしましても、行政手続のオンライン化はもとより、デジタル技術を広く活用することで、町民の皆様の利便性の向上や、職員の業務改善を図ってまいります。

他方、昨今のデジタル化が叫ばれる現代におきましても、職員は現場主義を基本とし、町民の皆様に寄り添った行政サービスの提供を行ってまいります。

最後に、「財政の健全化」についてであります。

新年度予算につきましては、物価高騰や労務単価の上昇による一般事務費の増加に加え、年々膨らむ隠岐病院への運営費負担が重なり、非常に厳しい予算編成を強いられたところであります。こうした状況に苦慮しながらも、「総合振興計画」の基本理念をもとに様々な課題解決に向けた編成を行いました。

本町独自の施策のほか、広域事業の推進に必要な予算を確保し、対前年度2.0%減となる198億8,000万円の編成といたしました。

歳入不足につきましては、基金の取崩しにより対応いたしますが、限られた財源を、必要な分野に重点的かつ効率的に配分し、取崩しの抑制を図ったところであります。

予算執行にあたりましても、コスト意識を持ち、効果的・効率的な支出を徹底し、持続可能な財政運営の確立を目指してまいります。

町税の収納対策につきましては、関係法令等に基づく適正な管理はもとより、島根県との

共同滞納整理や、専門性の高い人材の育成に取り組むなど、滞納額の縮減に努めてまいります。

町有施設の管理につきましては、適正な維持管理により長寿命化を推進してまいります。また、現在、使われていない遊休施設につきましては、有効活用を進めるとともに、売却・譲渡につきましても検討してまいります。

以上、新年度の町政運営の基本的な考え方、重要課題への取り組みについてご説明いたしました。議員各位をはじめ町民の皆様方のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（安部大助）

以上で、「町長の施政方針」を終わります。

ただ今から、10時50分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時35分 ）

○議長（安部大助）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時50分 ）

日 程 第 6. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第4号「隠岐の島町自動車練習施設設置及び管理条例」から議第33号「令和8年度隠岐の島町下水道事業会計予算」までの30件を一括して議題といたします。

日 程 第 7. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました30件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外（町長 池田高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議第4号から議第18号までの15件につきましては、条例の制定、改正及び廃止に関する議案であります。

まず、議第4号の「隠岐の島町自動車練習施設設置及び管理条例」についてであります。隠岐の島町内の交通安全及び運転技術の向上を図ることを目的として整備しております「隠

岐の島町自動車練習施設」を適正に管理するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議第5号の「隠岐の島町情報公開条例の全部を改正する条例」についてであります。法改正や制度運用の変更に対し適切に対応するため、例規体系を見直すなど所要の改正を行うものであります。

次に、議第6号の「隠岐の島町個人情報保護法施行条例の全部を改正する条例」についてであります。法改正や制度運用の変更に対し適切に対応するため、例規体系を見直すなど所要の改正を行うものであります。

次に、議第7号の「隠岐の島町個人情報保護審査会条例を廃止する条例」についてであります。隠岐の島町個人情報保護法施行条例の全部改正に伴い、個人情報保護審査会について改正条例において定めたことから、本条例を廃止するものであります。

次に、議第8号の「隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。人事院勧告を参考とし、選挙管理委員等の非常勤特別職の報酬を改定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第9号の「隠岐の島町ポートプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例」から、議第12号の「隠岐の島町宿泊研修施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」までの4件についてであります。それぞれ、食品をはじめとした物価や、電気・ガスなどエネルギー価格の高騰に柔軟に対応するため、指定管理者が施設の利用実態や需要の変動を踏まえた料金設定を行うことができるよう、使用料等を改定するものであります。

次に、議第13号の「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてであります。子ども・子育て支援納付金制度の創設、及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険税率の改定を含め、所要の改正を行うものであります。

次に、議第14号の「隠岐の島町隠岐島石油類備蓄施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。近年の物価及び人件費の高騰により、寄託料を変更する必要性が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第15号の「隠岐の島町観光遊覧船施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。指定管理者が、高騰する燃油代など、必要経費の増加を加味した料金設定を行うことができるよう、使用料を改定するものであります。

次に、議第16号の「隠岐の島町残土処分場の設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。飯田残土処分場の建設から閉鎖までにかかる経費が当初より増大すると見込まれるため、使用料を改定するものであります。

次に、議第 17 号の「隠岐の島町水道事業給水条例の一部を改正する条例」についてであります。適正な料金徴収を行うために、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 18 号の「隠岐の島町離島留学学生寮設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。島根県が管理する隠岐水産高等学校学生寮の寮費改定に伴い、生徒間の均衡を保つため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第 19 号の「第 2 期隠岐の島町水産業振興計画について」であります。現計画の計画期間が令和 7 年度をもって終了しますことから、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間を計画期間とする、「第 2 期隠岐の島町水産業振興計画」を策定することについて、隠岐の島町議会基本条例第 14 条の規定により、議決を求めるものであります。

次に、議第 20 号の「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」であります。事業の財源に辺地対策事業債を充当するため、「隠岐の島町辺地に係る総合整備計画」において、整備計画に掲げる事業を変更する必要が生じたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議決を求めるものであります。追加及び変更する事業は、町道中町中条線道路改良事業他 27 件であります。

次に、議第 21 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐高齢者研修施設新築工事〕」についてであります。地盤改良工事や外構舗装などを追加したことにより、工事費を増額する必要が生じたことから、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 22 号及び議第 23 号の 2 件につきましては、財産の無償譲渡に関する議案であります。

まず、議第 22 号の「財産の無償譲渡について」であります。旧ホテル MIYABI につきまして、民間活力の導入による宿泊施設の魅力向上、ひいては本町の観光産業の発展を図るため、株式会社隠岐商事に無償で譲渡いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第 23 号の「財産の無償譲渡について」であります。老朽化した現在の隠岐共生学園第一保育所を新築移転することに伴い、園児や児童の安全・安心を確保し、隠岐の島町における保育機能の維持や発展を図るため、町有地を社会福祉法人隠岐共生学園に無償で譲渡いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議第 24 号から議第 26 号までの 3 件につきましては、令和 7 年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第 24 号の「令和 7 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 8 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 9,561 万 2,000 円の追加でありまして、補正後の予算総額を 210 億 1,088 万円 7,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、隠岐病院の医業収益の減収と医業費用の増加によります広域連合負担金の増額、及び除雪費の追加であります。

また、島根県が独自の物価高騰対策として、住民税非課税世帯への給付金支給を予定しており、その支給事務にかかる費用を「低所得世帯緊急支援給付金（県単独）事業」として予算措置するものであります。なお、事業実施にあたりましては、全額を翌年度に繰越して実施することとしております。

その他の事業につきましては、各事業費の確定及び実績見込みによりまして補正を行うものであります。

次に、繰越明許費補正であります。先程ご説明いたしました「低所得世帯緊急支援給付金（県単独）事業」など、「第 2 表繰越明許費補正」のとおり 18 件の事業につきまして、翌年度に繰越して実施する必要があるため、計上するものであります。

あわせて、「第 3 表地方債補正」のとおり地方債の変更を行うものであります。

次に、議第 25 号の「令和 7 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 5,735 万 6,000 円の減額でありまして、補正後の予算額を 18 億 5,373 万 7,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、診療所繰出金の減額であります。

次に、議第 26 号の「令和 7 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 1,298 万 2,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 4 億 9,812 万 8,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、後期高齢者システム改修費及び島根県後期高齢者医療広域連合への納付金の増額であります。

続きまして、議第 27 号から議第 33 号までの 7 件につきましては、一般会計及び特別会計並びに事業会計の令和 8 年度当初予算に関する議案であります。

まず、議第 27 号の「令和 8 年度隠岐の島町一般会計予算」についてご説明いたします。

新年度予算につきましては、物価高騰の影響が顕著となる中ではありますが、様々な課題

への対応を見据えた編成を行いました。

財源につきましては、必要な分野に重点的に配分し、新たな財源確保にも努めたところではございますが、不足する歳入を基金からの繰り入れにより対応したところでございます。

一般会計の予算総額につきましては、本年度と比較しますと4億1,000万円、率にして2.0%の減額となる198億8,000万円といたしました。

歳出予算の概要でございますが、西郷港周辺まちづくりの拠点施設であります「海の見える交流館建設事業」や、「西郷小学校大規模改修事業」などの予算措置を行いました。

また、17回目を迎えます「全国離島交流中学生野球大会」を、10年ぶりに本町で開催しますことから、その関係経費を予算措置しております。また、子育て支援の充実や、ゼロカーボンシティへの取り組みなど、新たな課題に向けた予算も計上しております。

その他、一般廃棄物処理施設整備事業やフェリー船建造事業、高速船大規模修繕事業など、社会基盤を支えるための重要なインフラの整備費につきましても必要額を確保したところであります。

一方の歳入予算の概要でございますが、町税につきましては2.7%の増額となっており、地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税を合わせ、前年度比8.3%の増額を見込んで計上しております。

なお、財源不足への対応として、財政調整基金、減債基金からの繰入金を予定しております。

債務負担行為につきましては、「リサイクルセンター最終処分場用地一部借上料」など3件につきまして、複数年に渡る契約が必要となりますことから、債務負担の期間、限度額を定めるものであります。

また、地方債につきましては、起債の目的、及び借入限度額を定めるものであります。

その他、一時借入金の借入最高額を40億円とし、歳出予算の流用の範囲を定める予算を提案するものであります。

次に、議第28号の「令和8年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ19億710万円としております。

予算総額は、前年度比で1.8%の増額となっております。この主な要因は、保険給付費の増額であります。

歳出予算の主なものは、保険給付費、県への納付金、保健事業費、診療所繰出金であります。

歳入予算では、保険税、県支出金、繰入金などを計上しております。

次に、議第 29 号の「令和 8 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算」についてであります
が、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,730 万円としております。

予算総額は、前年度比で 4.0%の増額となっております。この主な要因は、駐車場指定管理
料に係る人件費の増額によるものであります。

歳出予算の主なものは、第 1 駐車場、第 2 駐車場及び立体駐車場の管理運営費であります。

歳入予算では、使用料を計上しております。

次に、議第 30 号の「令和 8 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算」についてであります
が、歳入歳出の総額をそれぞれ 150 万円としております。

予算総額は、前年度比で 25%の増額となっております。この主な要因は、「かぶら杉観覧
敷地造成工事」の追加であります。

歳出予算の主なものは、財産管理費であります。

歳入予算では、中財産区基金繰入金、土地貸付料等を計上しております。

次に、議第 31 号の「令和 8 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」につい
てであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 5 億 3,420 万円としております。

予算総額は、前年度比で 11.8%の増額となっております。この主な要因は、島根県後期高
齢者医療広域連合への納付金の増額であります。

歳出予算の主なものは、納付金、保健事業費であります。

歳入予算では、保険料、繰入金、保健事業受託費等を計上しております。

次に、議第 32 号の「令和 8 年度隠岐の島町水道事業会計予算」についてであります
が、第 2 条におきまして、企業活動の基本目標として、業務の予定量を定めております。

第 3 条では、主に営業活動によって発生が予定される収益 6 億 1,987 万 8,000 円と、それ
に対応する費用 6 億 1,763 万 1,000 円を、また、第 4 条では、建設改良費及び、現有施設の
建設に要した企業債元金償還金など、5 億 8,764 万 9,000 円を計上いたしました。

第 5 条では、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、また、第
6 条では、企業債の目的、限度額などを定めております。

第 7 条では、一時借入金の最高限度額を規定するとともに、第 8 条では、予算の執行にあ
たり、流用ができる項目、第 9 条では、予算の執行にあたり、流用の制限が考慮されるべき
項目を、それぞれ定めております。

第 10 条では、一般会計からの補助金を計上し、第 11 条におきまして貯蔵品の購入に制限

を設けております。

主な事業は、池田浄水場をはじめとする設備更新工事、下水道整備や道路改良工事に伴う支障移転工事の他、管路耐震化実施設計業務であります。

次に、議第 33 号の「令和 8 年度隠岐の島町下水道事業会計予算」についてであります。第 2 条におきまして、企業活動の基本目標として、業務の予定量を定めております。

第 3 条では、主に営業活動によって発生が予定される収益 8 億 6,932 万 3,000 円と、それに対応する費用 9 億 7,672 万 4,000 円を、また、第 4 条では、建設改良費及び、現有施設の建設に要した企業債元金償還金など、16 億 2,333 万 9,000 円を計上いたしました。

第 5 条では、企業債の目的、限度額等を定め計上しております。

第 6 条では、一時借入金の最高限度額を規定するとともに、第 7 条では、予算の執行にあたり、流用ができる項目、第 8 条では、予算の執行にあたり、流用の制限が考慮されるべき項目を、それぞれ定めております。

第 9 条では、一般会計からの補助金を計上しております。

主な事業は、西郷地区及び五箇地区の公共下水道事業、中村地区の漁業集落排水事業、市町村設置浄化槽事業、及び既存施設の更新費であります。

以上、30 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切などご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安部大助）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 8. 補正予算案の詳細説明

「補正予算案の詳細説明」を行います。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 1 1 時 1 2 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 1 1 時 1 2 分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 1 1 時 4 5 分 ）

（ 本会議再開宣告 1 1 時 4 5 分 ）

以上で、「補正予算案の詳細説明」を終わります。

日 程 第 9. 質 疑

「質疑」を行います。

町長提出議案の議第24号「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第8号）」から議第26号「令和7年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」までの3件について、質疑を行います。

はじめに、議第24号「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第8号）」について行います。

「補正予算説明資料 No.5」の11ページ。

「歳出」から順次始めます。

12ページ、13ページありませんか。

2番：村上 一 議員

○2番（村上 一）

12ページの一番下の木質ペレットのことについて、先ほどの説明で原木が減ったためにと
いうのは分かったのですが、なぜ、この光熱水費が減るのかということをお教え
いただきたいのですが。

年によって原木が多い場合、少ない場合とか、その場合にどうなるのかということも含め
て教えていただけないでしょうか。

○番外（環境課長 原 秀 人）

野津エネルギー対策室長の方が欠席しておりますので、少し私の記憶のところで回答させ
ていただきたいという風に思います。

林業事業体との原木供給契約を交わしており、やはりその中で、どうしても現場と計画
との乖離があったというところがございます。それと、そのためもう1つ、発電量に必要なペ
レットですが年間約990トンということで記載をしております。

正常に稼働した場合ですね、発電量に必要な量が990トン。例えば今年度であれば、このペ
レット発電事業を令和7年度から実施をしております。初年度ということもあり、やはり慣れ
ない現場作業もあってですね、計画が1か月、2か月、確か稼働を停止した時期もあったとい
う風に思っております。

その中で今回、令和7年度に必要な量800トンの製造が生じたということ。本格的に実施
した場合ですね、やはり現場と計画したものの乖離があった。令和8年度にはですね、基本的
に在庫の管理、製造量を適正に管理した上で予算編成も行っております。

今年度はですね、少し電力量についてもそういった稼働を停止した時期の部分の減もあり
ましょうし、やはり机上で計算した電気料ということもございましたので、そういった部分

が大きく乖離があったというところもありますので、新年度には適正な、予算編成に向けて取り組んでまいりたいという風に思っていますので、よろしくお願いいたします。

○2番（村 上 一）

木質ペレット製造施設ということでしたので、今の説明は発電の関係で言われたんですけど、木質ペレットを製造する上で、そういう光熱費とかが実際よりも少なかったのが減ったという理解でよろしいでしょうか。

○番外（環境課長 原 秀 人）

はい。

○議長（安 部 大 助）

他にありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、14ページ、15ページありませんか。

14番：高宮 陽一 議員

○14番（高 宮 陽 一）

町営バスですね、都万西部線の1台が、なんか製造がしてなくて更新できなかったというのですが、今後の予定について、何か考えあれば教えていただきたいと思います。

○番外（地域振興課長補佐 坂 口 武）

こちらの町営バスの購入についてですが、この度令和7年度の購入については見送りをさせていただいておりますが、改めて令和8年度予算の方で計上をさせていただいております。メーカーの方にもですね、生産の目途の方が立ったというような確認も取れておりますので、令和8年度のところで、改めて購入の方をさせていただきたいという風に考えております。

○議長（安 部 大 助）

他にありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、16ページ、17ページありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

18ページ、19ページありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

20ページ、21ページありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

22ページ、23ページありませんか。

(「なし」の声を確認)

24ページ、25ページありませんか。

(「なし」の声を確認)

26ページ、27ページありませんか。

(「なし」の声を確認)

28ページ、29ページありませんか。

2番：村上 一 議員

○2番（村上 一）

都市再生整備事業のところで、減額ということが出ていますけれども、今いろんな話題になっております、港の再開発の部分でのことも含まれるんじゃないかなと思うのですが、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○番外（都市計画課長 石田 傑）

もう少し詳しくということですので、28ページの「予算の詳細説明」の資料をご覧いただきまして、項目が上からですね「都市再生整備事業」がありまして、まちづくり活動推進業務というところがあります。具体的には例えば、まちづくりを住民の方にですね情報を共有していただくための情報の戦略だとか、それからテレワークの検討というような業務もありましたけれども、テレワークの方は今年度は実施せずに、情報戦略の方ですね、これも自前の方で直営で作業するということで減額となったものです。

高次都市施設設計業務、それから、次の3段目の高質空間形成施設、それからその下の官民連携まちづくり、これはですね業務の請負の差額とかですね、実績に応じまして減額、増額となったものです。それからデジタル技術活用調査、教育支援業務とありますけれども、これもですね業務請負の差額によって精算を行われたものとなっております。

まちづくり支援業務、これも業務の精算によってのものなんですけれども、内容としましては、このまちづくりで支援していただいておりますけれども、アドバイザーボードという組織があります。このボードの支援業務活動の方の業務となっております。

それから地域生活基盤設計業務となっておりますけれども、これは「大社分院通り」という通りをですね当初計画しておりました。地権者の用地の提供のこともありまして、コンセプトを守りながら、この計画の見直しを図りました。6月のシンポジウムのところでは、議員の皆さんにも参加いただきまして、見直しの計画をお知らせしたところでありますけれども、こ

の見直しによって、広場の方の設計の方を、次年度の令和8年度に行うということで補正をさせていただきますところ。以上になります。

○議長（安部大助）

他にありますか。

（「なし」の声を確認）

30ページ、31ページありませんか。

8番：村上謙武議員

○8番（村上謙武）

30ページの上段の「避難所用間仕切り購入費」として418万円。これ新年度に事業を行うという説明だったんですけど、この418万円の事業、なぜ本年度やらないのか。その辺のところですね、ちょっと説明お願いします。

○番外（危機管理室長柳原潔）

この事業につきましては、補助金採択を受けてですね、新年度に繰り越して事業を実施する予定としておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（村上謙武）

説明の方がちょっと聞き取れなかったもので、もう一度すみませんお願いします。

○番外（危機管理室長柳原潔）

今年度で行うには、日程的にちょっと間に合わない部分がありまして、これについて翌年度に、新年度に繰り越して実施を予定しております。

○議長（安部大助）

他にありますか。

（「なし」の声を確認）

次に、「歳入」について、5ページから行います。

5ページから10ページ、質疑ありませんか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第25号「令和7年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）」について、33ページから行います。

33ページ、34ページありませんか。

（「なし」の声を確認）

最後に、議第26号「令和7年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2

号)」について、36ページから行います。

36ページ、37ページありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「質疑」を終わります。

ここで議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 1 1 時 5 9 分)

(全員協議会開会宣告 1 1 時 5 9 分)

○議長 (安 部 大 助)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣告 1 2 時 0 2 分)

(本会議再開宣告 1 2 時 0 2 分)

日 程 第 10. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第 24 号「令和 7 年度隠岐の島町一般会計補正予算 (第 8 号)」から、議第 26 号「令和 7 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)」までの 3 件を一括して討論に付します。

討論は、ありませんか。

(「なし」の声を確認)

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 11. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

はじめに、町長提出議案の議第 24 号「令和 7 年度隠岐の島町一般会計補正予算 (第 8 号)」を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 24 号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第 25 号「令和 7 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 3 号)」

及び議第 26 号「令和 7 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」の 2 件を一括して採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 25 号及び議第 26 号の 2 件は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 12. 休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

3 月 2 日から 4 日まで、全員協議会及び委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認め、そのとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は、3 月 5 日に開き「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会いたします。

（ 散 会 宣 告 12 時 05 分 ）

以 下 余 白